

明和町いじめ防止基本方針

平成26年 9月 1日
明 和 町

(改訂 令和6年 9月 日)

目 次

はじめに	P1
------	----

1 いじめ問題についての基本的な考え方 P2~P3

- (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念 P2
- (2) いじめの定義 P2
- (3) いじめの理解 P3

2 明和町のいじめの防止等の取組 P4~P9

- (1) いじめの防止等についての基本的な考え方 P4
 - ①いじめの防止 P4
 - ②いじめの早期発見 P4
 - ③いじめへの対処 P4
 - ④地域や家庭との連携 P5
 - ⑤関係機関との連携 P5
 - ⑥日常の点検と評価 P5
- (2) 明和町いじめ防止基本方針の策定 P6
- (3) 明和町いじめ問題対策連絡協議会 P6
- (4) 明和町いじめ事象調査委員会（教育委員会附属機関） P6
- (5) いじめの未然防止のための方策 P7
- (6) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策 P8
 - （早期発見に関わること） P8
 - （いじめの対処に関わること） P9

3 学校のいじめの防止等の取組 P9~P11

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条） P9
- (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（法第22条） P10
- (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 P10
 - ①いじめの防止 P10
 - ②早期発見 P11
 - ③いじめに対する措置 P11

4 重大事態への対処 P11~P14

- (1) 重大事態とは P11
- (2) 重大事態発生の報告 P12
- (3) 調査の組織 P12
- (4) 重大事態への調査 P13
 - ①いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合 P13
 - ②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合 P13
 - ③児童生徒の自殺という事態が起こった場合 P13
- (5) 調査結果の提供及び報告 P13
- (6) 重大事態への再調査 P14

2 明和町のいじめの防止等の取組

(1) いじめの防止等についての基本的な考え方

① いじめの防止

② いじめの早期発見

③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

また、被害児童生徒や保護者が調査を望まない場合でもその理由を把握し、被害児童生徒を全力で守ることを最優先し、どのような調査を行うことができるか、被害児童生徒や保護者と協議していくことである。傷害には至らなくとも一定の限度を超えて心身の苦痛を与える行為に関しては、いじめたとされる児童生徒に対して出席停止の対象とすることがあり得るところであり、いじめられている児童生徒を守るため、適切な対応をとる必要がある。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。

④ 地域や家庭との連携

⑤ 関係機関との連携

⑥ 日常の点検と評価